

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

——フランス大使館の移転と茶席——

はじめに

一 長與男爵邸

二 尾張徳川家麻布富士見町邸（以上、前輯収載）

三 駐日フランス大使館の麻布移転

（一） 明治時代初期のフランス公使館

（二） 飯田町のフランス公使館

（三） 麻布富士見町へ

（四） 麻布富士見町邸の茶席（現在の心空庵）について

おわりに

三 駐日フランス大使館の麻布移転

東京都港区は区作成のホームページの中で、在日外国大使館のほぼ半数が現在同区内に集中する理由について以下の通り記している。

江戸時代末期に日本が世界へ国際交流の門戸を開き、最初の外国公使

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

香山里 絵

館がアメリカは善福寺に、イギリスは東禅寺に、フランスは済海寺に、オランダは西応寺に置かれました。明治維新後、政府は旧大名家から没収していた屋敷の跡地を大使館用地として各国に提供しました。このような経緯により、大名屋敷が多くあった港区に大使館が集まったのです。⁽¹⁾

幕末から明治時代初期にかけて各国と通商条約が締結され、外国公館が置かれていく状況については研究が重ねられている。⁽²⁾ フランスは江戸に公館を置いた三番目の国であり、安政六年（一八五九）三田聖坂の済海寺芝区三田功運町、現在の港区三田四丁目⁽³⁾がフランスに割り当てられた。翌万延元年（一八六〇）四月、初代駐日総領ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクール（Gustav Duchesne de Bellecourt, 一八一七～八二）は幕府に代理公使昇任を通告し、同寺にフランス公使館が置かれた。しかし明治時代初期のフランス公使館の所在について見解は定まっておらず、三田済海寺の使用下限を小野吉郎は明治三年（一八七〇）、『新修港区史』では同七年とする。また奈良岡聰智ほかの研究で同六年七月にフランスが公使館用地として紀尾

井町・紀州藩跡地を希望し太政官が承諾したことが紹介されているが、明治二十年に飯田町に落ち着くまでの所在は明らかになっていない。後に明治三十九年にフランス公使館は大使館へと昇格している。

フランス大使館はどのような経緯を経て麻布富士見町に置かれることとなったのか、外務省外交史料館所蔵史料をはじめとする日本側に残る記録から改めてその経緯と背景を追ってみたい。

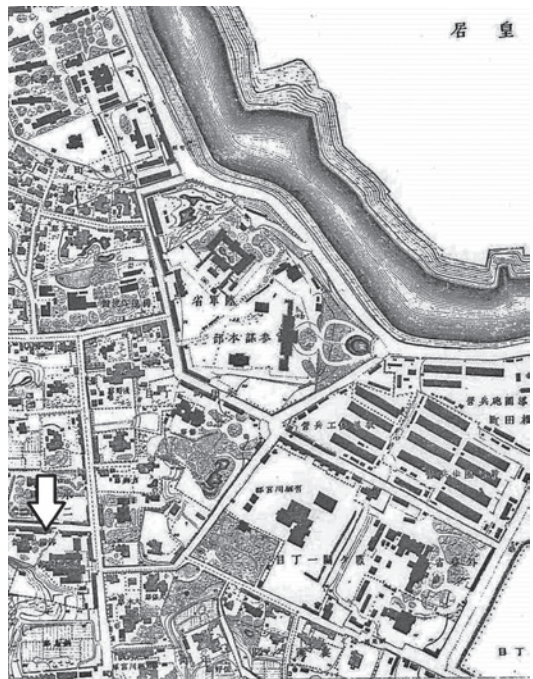
(一) 明治時代初期のフランス公使館

安政六年七月(一八五九年八月。明治五年十二月まで天保暦採用のため、西暦と和暦で日付が異なる。本論では和暦を優先して表記し、必要に応じて西暦を附記したが、フランス発行文書については西暦で記している。)ベルクールが済海寺に入って以降、幕末の一時期、治安の悪化により公使館は横浜に置かれたものの、慶応二年(一八六六)には済海寺の建物は改装され再び公使館として使用されていた。東京府は明治二年七月二十五日(一八六九年九月一日)から芝区三田功運町一番地の宅地一四一三坪四合三勺をフランス公使館用地として貸与したとしている。同四年八月二十九日、外務省は、「条約済一ヶ国毎二是非共一ヶ所」公使館を設置すべく、用地を今のうちに貸借しておくべきと考えた。同五年三月十九日の伺いによれば、「一国二付四五千坪ノ地所ハ必用」であり、各国は「何れも外務省近傍ヲ望」んだという。しかし外務省近くの番町、麴町附近から虎ノ門内外の辺りまでは私有地となり、「公使館借用ト可致適宜ノ地所ハ更ニ無之候」という状況であった。同年六月四日には各国公使館予備地買上代金は一万二千五百円の予算がついた。⁽⁵⁾

イギリスがいち早く公使館を五番町に決める中で、フランス公使館の場

所は定まらなかった。永田町旧名古屋県上地・赤坂溜池旧山口藩邸・赤坂門前旧紀州藩邸などが候補となった。赤坂溜池旧山口藩邸については同五年八月十五日フランスより公使館として使用したいとの要望があり、九月五日に承諾された。しかしその後提示された家屋代の支払いが遅延し、十一月二十九日に差戻しとなっている。⁽⁶⁾ また紀州藩邸(麴町五丁目横町、教部省大教院跡地)についても同六年七月十九日東京府との間で話はまとまっていたが、使用しないままに同九年三月二十日他用に供することが決められている。⁽⁷⁾ 同七年五月三日には三田聖坂、つまり済海寺にある仮公使館の建物がフランスに譲渡され、同八年四月十一日には改めて三田聖坂に公使館移転との通知が出されている。⁽⁸⁾ 同九年十月には敷地内の崖地の修繕が行われ、済海寺が公使館として継続して利用されていた。最終的に済海寺敷地が返還されるのは同十五年八月五日であった。⁽¹⁰⁾ 済海寺では十分なスペースが確保できていなかったのか、しばしば別に邸宅が借用され公使館属舎とされた。⁽¹¹⁾

同十年六月、工部省雇である「ゴットフレイト」が満期解遣となり、十月一日、「ゴットフレイト」の居住していた工部省属舎である居館一字(永田町二丁目)がフランス公使館本館となり、⁽¹²⁾ 済海寺は属館と位置付けられた。⁽¹³⁾ 工部省側の希望で当初一年半のみの借用予定であったが、フランスとして満足のいく物件であったのか、借用期限は翌年十月六日延期された。公使の交代に伴い、同十二年二月二十日永田町工部省属舎の公使館は一度引き払われたが、⁽¹⁴⁾ 永田町敷地の所有権等が工部省から東京府に変更された上で翌月には再び永田町に置かれたようであり、明治十八年「参謀本部陸軍部測量局地図」(挿図1)に確認されるほか、新聞にも永田町フランス大使館の記事が散見される。⁽¹⁵⁾ 途中、同十一年十一月隣地にある華族会館が清

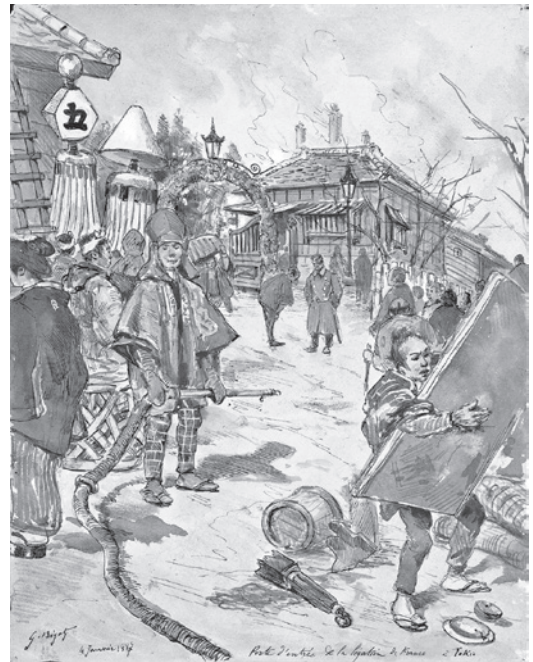


挿図1 永田町フランス公使館周辺
参謀本部陸軍部測量局発行「五千分の一東京図」5
(明治16年(1883)測量、明治18年発行、国立国会図書館所蔵)より筆者作成

国公使館となるにあたり、住所は永田町二丁目二番地から七番地へと変更されたと思われる。

同二十年一月四日、日本に滞在していたフランス人挿絵画家ジョルジュ・ビゴー(Georges Ferdinand Bigot 一八六〇―一九二七)は「東京一番町十二番地 火災のあったフランス公使館の入り口」、「東京フランス一番町十二番地 フランス公使館の焼け跡」(いずれも宇都宮美術館所蔵、挿図2・3)を残している。宇都宮美術館の藤原啓氏のご教示によると、これらの作品はビゴー自身が記したと考えられる裏書により「一番町十二番地」と名付けられているが、一八八七年三月十二日の『ル・モンド・イリュストレ』紙に永田町フランス公使館の火事の記事の挿絵として掲載された。外務省外交史料館の記録や新聞等の報道でも同日火事となったのは「永田町」の公使館であった⁽¹⁶⁾。翌日の読売新聞によれば、早朝七時五十分

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)



挿図2 ジョルジュ・ビゴー
「東京一番町十二番地 火災のあったフランス公使館の入口」(宇都宮美術館所蔵)



挿図3 ジョルジュ・ビゴー
「東京一番町十二番地 フランス公使館の焼け跡」(宇都宮美術館所蔵)

トープより出火、本館・物置二棟・厩一か所が焼失し、同八時三十分に鎮火したとある。またこのフランス公使館の火事により予定されていた鍛冶橋練兵場での出初式に消防組の到着が遅れたとの記事もある。

火災によりフランス公使館は全焼して使用不能となり、読売新聞によると大山伯爵邸を仮宅していたとあり、川崎晴朗は同年四月から代理公使となったエルネスト・ブルガレル(Ernest Bourgalet、一八五〇―一九二九)が築地明石町居留地十八番地(ホテル・デ・コロニー跡地)に移転したとする⁽¹⁷⁾。

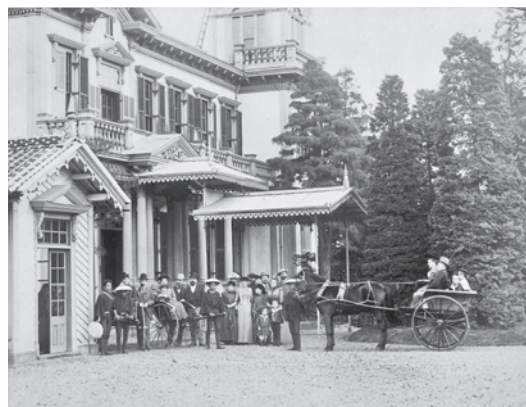
明治政府は同五年当初、公使館敷地の貸与契約を外務省と公使館の間で結び、公使館敷地は外務省御用地とする予定であった。しかし翌年六月八日公使館地所の所管は東京府に移管されており、右記の公使館の敷地契約は基本的に東京府との間で結ばれている⁽¹⁸⁾。

(二) 飯田町のフランス公使館

明治二十年五月十日、フランス公使館は麴町区飯田町一丁目一番地及び二番地(現在の九段南二丁目)の旧大隈重信邸に移転した⁽¹⁹⁾。中嶋久人によればこの飯田町の敷地は大隈重信が同九年十月から十七年二月二十五日まで暮らした雫子橋邸と呼ばれる邸宅で、大隈は早稲田に移転後、雫子橋邸の売却を小松彰(一八四二―八八)経由で渋沢栄一(一八四〇―一九三二)に依頼、最終的に渋沢自身が二十年二月十日、地所・建物・家具込で五万五千元で買い上げたとする⁽²⁰⁾。それに対し真辺将之は、渋沢が大隈の資金難を救うべく雫子橋邸のフランス公使館への売却を仲介したとしている⁽²¹⁾。「雫子橋邸売渡約定書」(早稲田大学図書館蔵)は確かに大隈と渋沢の間で交わされているが、一方で外務省外交史料館に残された同年二月二日付大蔵大臣松方正義宛の外務大臣井上馨書簡には、飯田町の敷地購入予算として土地三万六千元、家

屋一万九千円の計五万五千元とある。新聞では明治十一年から大隈邸はフランス公使館になるとされ、また明治十五年には十二万円で政府が買い上げるとも報道されていた⁽²²⁾。水面下で進んでいた話が、火事と渋沢の仲介で一気に進んだと考えられる。外務省記録によれば、二月二日の書簡以降、大隈邸をフランス公使館とする話は急速に進められ、二月十六日には内務大臣山縣有朋から東京府に訓令が出され、三月一日には買上敷地の測量図面が東京府知事高崎五六から外務省に送られた⁽²³⁾。

飯田町の公使館敷地五三九八坪八合六勺五才の無期限貸与契約は、代理公使ブルガレルと東京府知事高崎五六との間に結ばれたが、フランス議会で家屋購入予算が通過しなかったため、契約は翌二十



挿図5 飯田町フランス公使館 1891年
(フランス外務省所蔵)



挿図4 飯田町フランス公使館 1891年
(フランス外務省所蔵)

一年一月十四日まで遅れた⁽²⁴⁾。実際の入居から八か月ほど遅れることとなったが、大隈邸内にあった十五棟の建物計五三九坪八合三勺及び小社二か所は家具付きで譲与された⁽²⁵⁾(挿図4・5)。

「公文雑纂」によれば、同二十五年三月二十四日、飯田町のフランス公使館は火事となった⁽²⁶⁾。読売新聞によれば、午後二時十分公使居室のストーブの火が縁下に焼け抜け柱等を焦がし、煙突から黒煙が吹いたという。皇居のすぐ脇ということもあり、榎本武揚外務大臣はじめ「内外貴紳の走せ付け」たが、「直に消止めて大事には至ら」なかったという⁽²⁷⁾。

同二十七年六月二十日、明治東京地震が起き、フランス公使館は「亀裂の入った廃屋」となった⁽²⁸⁾。当時横浜フランス領事館を建築中であったフランス人建築家ポール・サルダ(Paul Pere Sarda 一八四四―一九〇五)により、凝洋風建築による公使館の建物が提案され、同二十九年に予算が承認、同三十一年同敷地内に公邸と事務局の建設が開始したという⁽²⁹⁾。サルダ設計の公邸は関東大震災で全焼するまで、事務局は麻布富士見町に移転するまで三十年近く使用されたが、特殊な工法であったため拡張が難しく柔軟な使用が出来なかったため、十年後には「容認できない建物」になっていたという⁽³⁰⁾。

同三十九年フランス公使館は大使館へと昇格し、建て替えの検討を開始した。明治二十一年飯田町の敷地賃貸契約書の第三条に「若し日本政府ニ於テ一般公益上ノ需用ノ為若クハ東京府庁ニ於テ企ツル市区改正ノ為ニ該地所ノ必要ヲ認メタルトキハ佛國代理公使若クハ其ノ後任者ハ日本国皇帝陛下ノ外務大臣ノ通知ニ依リ他ニ移転シ該地所ヲ日本政府ニ引渡スヘシ」とあることから、同四十年四月十五日、フランス大使オーギュスト・ジェラルド(Auguste Gerard 一八五二―一九二二)はこの建替の機会に「諸官衛ニ

接近セル高燥ナル土地ヲ撰ミ新ニ大使館ヲ建築」したいと伝えた⁽³¹⁾。具体的には麴町・赤坂・麻布・芝の北西部が挙げられた。フランスは麴町区隼町にある陸軍衛戍病院の地所(現在の国立劇場周辺)、続いて麻布鳥居坂にあった丹羽子爵邸への移転を希望したが折り合わなかった⁽³²⁾。同四十二年になってフランスは芝赤羽町にある海軍省所管地の一部を希望し、同四十四年四月二十九日東京府知事阿部浩とジェラルドとの間で新たな契約が締結された⁽³³⁾。フランス政府は大正元年十月、技師アレキサンダー・マルセル(Alexandre Auguste Louis Marcel 一八六〇―一九二八)を日本に派遣し、赤羽町の大使館敷地を検分、建築様式を決定し、同三年大使館建築費として四百五十万フランをフランス下院に提出した。下院は通過したが上院で否決されている最中、第一次世界大戦が勃発、第一次世界大戦後も日本通貨に対するフランス通貨の換算が不利となり、フランス本土での多額の支出が必要になったことから、東京には新たに大使館を建築することが不可能となった。同十一年六月十九日、フランス大使ポール・クロードル(Paul Claudel 一八六八―一九五五)は明治四十四年四月二十九日の賃貸契約を廃して明治二十一年一月十四日の賃貸契約を復活させた⁽³⁴⁾。

飯田町の敷地は継続使用が決まり、まず仮庁舎が建築され、そのうえでチェコ出身の建築家アントニン・レーモンド(Antonin Raymond 一八八八―一九七六)による本庁舎を建てる予定とされていた。工事が開始して間もない大正十二年(一九二三)九月、関東大震災が起きた。震災後におきた火災により、サルダが建てた大使公邸は全焼、増築工事中の事務局は無事であった⁽³⁵⁾。クロードル大使は公邸焼失のため日光に避難し中禅寺にしばらく滞在、その後帝国ホテルや麻布霞町の北白川宮邸を一時借用したという⁽³⁶⁾。大使公邸は大正十四年六月レーモンドの設計により再建された⁽³⁷⁾。

関東大震災後、第二次山本権兵衛内閣の下、内務大臣後藤新平(一八五七―一九二九)は帝都復興院を設置して総裁となり「東京市政要綱」を基に大規模な区画整理を行った。飯田町の敷地はこの区画整理の地域内となった。⁽³⁸⁾その後、政府の中央諸官庁は霞が関一帯に集中する計画となり飯田町の敷地は土地区画整理の対象ではなくなったが、フランス大使館敷地は霞が関・東京府立第一中学校(麹町区西日比谷一番地、現在の都立日比谷高等学校)の移転用地とされ、昭和二年(一九二七)二月九日フランス大使館に敷地の返還が求められた。⁽³⁹⁾生徒及び父兄の反対により、最終的に府立第一中学校は別の場所に移転することとなり、五月三十日東京府知事より大蔵省へ通達、六月二日大蔵省より外務省に交渉中止が伝えられ、田中義一大臣は六月二十八日大使に中止の申し入れをした。⁽⁴⁰⁾府立第一中学校生徒父兄の代表者四人は外務省を訪ねた際、飯田町移転を希望しない理由として、(一)学校の密集する地域であること、(二)湿潤な場所であること、(三)学生の風紀上もよくない、との三点をあげている。この(二)と(三)はフランス大使館においても同様に問題視されたであろう。また同四年六月、フランス大使館は近衛連隊のラッパの音で執務が妨害されるとして外務省に申し入れを行っている。⁽⁴²⁾明治四十年からフランス大使館は移転を希望し、加えて敷地には震災の被害や右記のような問題があった。明治四十年から継続して、麹町・赤坂・麻布・芝の「諸官衛ニ接近セル高燥ナル」移転候補地を探していたと考えられる。

(三) 麻布富士見町へ

昭和四年二月九日、フランス大使ロベール・ド・ピリー(Robert Jules David de Billy、一八六九―一九五三、当時の外務省文書では「ビイ大使」「ビイ

大使」と表記される)は尾張家麻布富士見町邸(以下、「麻布富士見町邸」と記す)を訪れた。⁽⁴³⁾そして三月十六日、大使は大蔵省の係官に麻布富士見町邸に移転したいとの意向を伝え、「覚書」が作成された。

佛国大使ト外務大臣並ニ大使館一等通訳官ト大蔵省係官トノ会見ハ佛国大使館現所在地ヨリ更ニ大使館ノ希望ニ副フ他ノ土地ニ移転ノ件ニ関シ熟議スルヲ得シメタリ

日本政府ハ千八百八十八年一月十四日締結シタル永貸借ニヨリ佛国大使館ニ一地面ヲ使用セシメタリ

右地面ハ現ニ九段所在ナリト雖今後大使館ハ事実上在麻布徳川侯爵所有土地タリ得ヘキ他ノ地面ニ之ヲ設定スルコトヲ欲スルモノナリ、麻布所在地ノ売買価格ハ第一評価ニヨレハ九段所在土地ヨリ低廉ナルカ故ニ大使館ハ常ニ大ナル好意ヲ有セラルル日本政府ニ対シ右土地ノ取替取計方ヲ要求シ得ヘキモノト思考ス

賃貸借條件ハ両土地ノ価格ガ最終評価後同等ト看做サルル程度ニ於テ同様タルヘシ

数多ノ資本家団体カ九段所在地購入ノ希望ヲ有セルコトニ関シテハ大使館ハ既ニ次官ニ対シ屢次指示シ得タリト信ス

大使館ハ最モ真面目ニ購入ヲ希望スト認メラルル資本家団体ノ現所在地購入ニ関スル様式並ニ麻布所在地ニ関シ徳川侯爵ノ承諾シ得ベキ売渡条件ヲ併テ日本政府ニ御通知スルヲ得ヘシ

佛国大使館ハ日本政府カ右売買ニ際シ現在大使館ノ有スル永貸借地権を完全ナル所有権ニ変更スルヲ得ハ最満足スルモノナリ⁽⁴⁴⁾

外務省には「覚書」以前に遡る麻布富士見町邸のフランス大使館への譲渡に関する記録がないが、この時点でフランス大使館と尾張家は既に譲渡

で同意していたと考えられる。尾張家はフランス語に堪能な入江銀吉を通じて兼交渉役として、フランス大使館と直接交渉を行った。⁽⁴⁵⁾四月二十三日には尾張家の御相談人会で麻布富士見町邸の売却が可決されている。

相議第二六六号 昭和四年四月廿三日

家令鈴木信吉

麻布富士見町本邸売払の儀伺

一本邸所在土地面積七千七百三拾坪及同地上に在る建物其他一切の地上物件

(但し一部の庭石及樹木を除く)

此売却価格金八拾五萬円手取

今回仏蘭西大使館移転地用として政府に於て予算成立の上は買収致し度旨申越あり、本邸は他に御移転の御希望も有之候際売却に關する細部の協定成立せし上は前記の金額にて売却可然哉奉伺候⁽⁴⁶⁾

外務省でこの案件を担当したのは、前年から外務次官となつた吉田茂(一八七八―一九二六)であり、五月四日、大使に左記の通り返信した。

佛国大使宛半公信要訳文

拝啓 陳者貴大使館ヲ麴町区飯田町現所在地ヨリ、麻布区富士見町徳川侯爵所有地ニ移転方御希望ノ趣、三月十六日附貴覚書ヲ以テ、御申越相成敬承知候、

帝國政府ハ閣下ノ御希望ニ対シ、最モ好意的ナル考慮ヲ加ヘ候、而シテ大蔵大臣トモ合意ノ上、徳川侯爵所有地ヲ佛国大使館ノ使用ニ供スルニ必要ナル措置ヲトルヘキコトニ決シ候、貴大使館ハ閣下ノ選択セラルヘキ家屋、燈籠、石及樹木ヲ新敷地ニ持去ルノ自由ヲ留保シ、飯田町ノ地所ヲ日本國家ニ返還セラルヘク候、新敷地ハ貴大使館ニ対シ

無期限貸地トシテ且旧敷地ト同一ノ条件ノ下ニ貸渡サルヘク候、徳川侯爵ハ別添明細書記載ノ建造物、樹木及ビ石ヲ持去ルノ自由ヲ留保致候、徳川侯爵ハ近ク閣下ニ対シ右ノ次第ヲ通報シ敷地引渡ノ方法ニ関シ協定スヘシト被存候、

右敷地移転ノ実行ニ関シテハ、帝國議會ノ協賛ヲ必要トスルモノ有之、從テ新貸地契約ノ調印ハ、來ルヘキ議會ニ於テ協賛ヲ得ル迄遲延可致候、乍併徳川侯爵ハ右契約ノ正式調印前ニ其ノ地所内ニ貴大使館ノ移転スルコトヲ容易ナラシムルノ用意アル趣聞知致候、尚本官ハ閣下ニ対シ帝國政府ハ最短期間内ニ貴大使館カ徳川侯爵ノ所有地ニ移転シ得ルヤウ努力可致旨通報スルノ光榮ヲ有シ候、

此段回答申進候、敬具、

昭和四年五月四日

吉田次官

在本邦佛國大使

ロベール、ド、ビー 閣下⁽⁴⁷⁾

飯田町のフランス大使館の敷地は日本政府に返還され、尾張家麻布富士見町邸の敷地は飯田町の大隈邸の際と同様、國家予算で購入され無期限貸地として飯田町と同条件でフランス大使館敷地として貸渡されることで調整された。尾張家では木造瓦葺の本館二棟・茶席一棟の計三棟・燈籠六基・石手水鉢七個・橋枕燈籠四基・石井桁一個・福祿寿石一個・庭入口石垣・角石三個・茶席和石類について移転先の目白邸へ移転させることを希望し、了承された。この目白邸に持ち出される茶席は四章で触れる現在の徳川美術館内にある心空庵である。尾張家は契約調印前にフランス大使館が麻布富士見町邸の敷地内に移転できるよう融通を利かせていた。

任期終了を迎えていた大使は吉田次官に返信し、翌五日に帰国の途につ⁽⁴⁸⁾

いた。既に四月十九日に参内し帰国の挨拶を済ませ、帰国前の最後の仕事として長年懸案である駐日フランス大使館移転をとりまとめたと思われる。大使の書簡は代理大使ドブレル書記官より義親に送られた。

昭和四年五月五日

於東京佛国大使館ロペールドビイ大使

侯爵徳川義親閣下

今般貴国大蔵省より予算通過を条件として閣下御所有の東京市麻布富士見町三三所在宅地を当大使館移転地として買取可相成趣他日貴大蔵省より右土地代金を完全に支払はれたる節は仏蘭西政府へ御引渡可被下旨御通知被下感謝致候、

貴外務省よりも同様意味合の通知有之候に付御参考迄に其写同封致置候間御一覽願上度今朝吉田外務次官に面会の結果該地上工作物一切（但し別紙目録物件を除く）も同様貴大蔵省に於て買取被致候相談相纏り候間追て閣下御帰朝の上は当方の希望として左記御詮考の上何卒該希望の達せられ候様御含み願上候且つ先に閣下の代理者入江氏より若し佛蘭西大使館に於て希望せば別紙付帯の図面中朱引内家屋を暫定的に当大使館用として御貸與被下候由承知致し感謝致候

一、貴邸の全部又は其一部分を当大使館に引渡願はれ候時日の御通知
二、貴邸を当大使館として使用するに付修繕改造新築等に着手開始致し得可き予想時日

三、仏蘭西政府としては右改造新築に付要する費用支出の件は本年十月頃本国政府に於て予算通過の見込みに付御参考迄申進し候、其節前項の件に対し種々御協議申上候節は事情御汲取の上妥協の精神を以て何卒御配慮相煩度事

また大蔵次官からも尾張家に左記の書類が送付された。

蔵営第七二四号

昭和四年五月四日

大蔵次官黒田英雄

侯爵徳川義親殿

所在東京市麻布区富士見町三三

実測面積 七七三坪七合（内貸地八十三坪一合を除く）

右貴殿御所有の地所并建物及工作物を除きたる地上物件（別紙目録のものを除く）は佛蘭西大使館移転敷地として政府に於て買取致度計画に有之候処、右買取は帝國議會に於て予算の協賛を経たる上に非されば実行致し難きに付直ちに御契約相詰ひ候ことは困難に候へ共右内定せる旨予め御含置相成度、尤も右計画実行に際しては代金は九拾五萬圓の見込に有之又同地上に存在する建物及工作物は貴殿より直接仏蘭西政府へ無償にて譲渡せらる、様御配意相煩度此段得貴意候⁽⁵¹⁾

このように昭和四年五月、尾張家麻布富士見町邸のフランス大使館への売却は話がまとまった。日本及びフランスで予算が取得できたところで、契約に調印することとなった。日本政府の取得価格は九十五万円、建物その他のは無償譲渡で合意していた。麻布富士見町邸は飯田町より面積が二〇〇〇坪以上広いが地価が低いため、フランス政府が敷地に対して支払う金額も同等で調整された。

同年七月二日、立憲民政党初代総裁である濱口雄幸が第二十七代内閣総理大臣に就任、同月十三日、大蔵省管財局遠山義光事務官は濱口内閣の財政緊縮方針によりフランス大使館移転予算は「極力努力し居るも困難あり、事態樂觀をゆるさざるものあり」と、外務省に伝えている。⁽⁵²⁾十二月に入り

来年度予算に編入されたか尋ねた欧米第二課鈴木九萬事務官に対して、遠山の返事は「編入無之」であった。⁽⁵³⁾

同年末、幣原喜重郎外務大臣は駐仏日本大使館安達峰一郎大使にフランス政府側での移転予算の進捗を尋ねた。⁽⁵⁴⁾翌年一月五日河合博之代理大使からの返信では、フランス政府は在京フランス大使館家屋拡張並びに設備費として一九三〇年四月からの会計年度に二百万フラン支出を議会に諮り、近く下院通過予定とのことであった。⁽⁵⁵⁾吉田次官は河田烈大蔵次官にフランスで予算案が通過した場合には日本側も必要な費用を支出する必要があると説得を試みた。⁽⁵⁶⁾しかしフランス側でも「政変の為」審議が大幅に遅れ、⁽⁵⁷⁾最終的に四月十六日になって確定した。この連絡を受けた吉田次官は、四月十八日河田次官にフランスでの予算通過を伝え、日本政府としても同時に対応できるように対応を依頼した。⁽⁵⁸⁾

同五年二月、フランスのドブレル代理大使が尾張家を訪れ、四月から麻布富士見町邸の修繕工事を開始したいと申し出た。同月四日、尾張家の小島鐐太郎と入江銀吉は外務省に吉田次官を訪ね、尾張家としてもフランス大使館の希望に沿うよう取り計らいたいと考えている、⁽⁵⁹⁾については外務省として依頼の書面をいただくと共に、昭和五年度予算に移転費用が編入できなくとも多少の金額だけでも移転と同時に支払いいただければ好都合である⁽⁶⁰⁾と伝えた。しかしこの支払いはなかったと考えられる。

四月十八日、ドブレル代理大使は外務省を訪れ、ダミアン・ド・マルテル (Damien de Martel, 一八七八―一九四〇) 新大使着任のため官舎がなくては困る、麻布の成瀬正行邸を修繕すれば大使館として使えそうであり二年間借りることにしたい、⁽⁶¹⁾については成瀬邸の税金を免除してもらえないかと依頼した。さらに面会后、赴任前のマルテル新駐日大使と連絡をとったドブ

レル代理大使は、成瀬邸の方の借家契約を急ぐよう指示を受けた。麻布富士見町邸の修理に一年近くの時間を要するため、その期間の借用を考えた⁽⁶²⁾いとの内容であった。

五月二十三日、大蔵省は麻布富士見町邸買収に必要な九十五万円の特別予算を追加予算として成立させた。⁽⁶³⁾フランス大使館からは五月十日、六月五日と成瀬邸の不動産税免除につき再度依頼があったが、大蔵省は七月十日に不動産税は納税者が成瀬氏であることから、もしフランス大使館が全邸使用するとしても免税にはできないとの見解を出した。⁽⁶⁴⁾

六月に来日したマルテル大使は成瀬邸を好んだようであり、成瀬邸に移転することにするので、まず麻布富士見町邸の所有権をもらい、麻布富士見町邸と成瀬邸と交換してフランス大使館は成瀬邸に移転するとし、これを本国にも諮り、外務省にも伝えた。吉田次官は、ビリー前大使の話には一切成瀬邸のことは話にでておらず、麻布富士見町邸に移転するとして協議は成立しているので、フランス国としてはまず一旦麻布富士見町邸の引き渡しを受けてから話し合いをするのであれば異議はないと答えた。他方、日本政府予算内で押さえた九十五万円の予算については本年度内に使用する必要がある⁽⁶⁵⁾ので、すぐに敷地交換を終わらせてほしいと述べ、大使も敷地交換を速やかに行いたいと返答した。⁽⁶⁶⁾十二月十六日、マルテル大使は幣原外務大臣宛に書簡を出し吉田次官とビリー大使の取り決めの如く至急実行することを希望するとし、⁽⁶⁷⁾この公文に基づき外務省は十二月十八日大蔵省に対し本件を実行するよう促した。同六年一月十九日付公信蔵営第九五号をもって麻布富士見町への移転を正式に実行させることが決まった。⁽⁶⁸⁾フランス政府側も三月までに改築予算二百万フランを使う必要がある⁽⁶⁹⁾ので、麻布富士見町邸本館は二月二十日迄に引き渡しを願いたいと伝えた。

同年一月二十三日、尾張家には入江銀吉より二月十五日を期限として麻布富士見町邸を明け渡すよう伝えられた。尾張家の記録では同年二月九日に日本政府が麻布富士見町邸を購入したとする。⁽⁶⁹⁾翌十日、御相談人会でも麻布富士見町邸売渡の報告がなされた。

昭和四年相議録第二九六号

昭和六年二月十日

家令鈴木信吉

富士見町邸売渡し完了の件報告

当富士見町邸政府に買上げの件、昨九日手続完了本月二十日限り明渡の事に相成候間報告候也

尚右に付目白新邸落成迄麻布区桜田町後藤伯爵邸を借入れ仮寓せらるゝ事と相成候、之に要する借家料及移転に関する経費は篤と取調べ追て提案可仕候⁽⁷⁰⁾

この御相談人会の数日前の二月六日、義親は麻布桜田町の故後藤新平伯爵邸の内覧に訪れ、一時借用することを決めた。尾張家は二月十三日から麻布桜田町邸への引越作業を開始し、十八日に麻布桜田町邸に移転し麻布富士見町邸を去った。⁽⁷¹⁾尾張家の敷地の内五五坪六合八勺はフランス大使館に売却せず警視庁に寄附している。⁽⁷²⁾

東京府とフランスとの間では邦文を原本とし、図面とフランス語訳文を添付した契約書が二通作成され、昭和六年二月十七日に署名された。⁽⁷³⁾同月二十日、義親から外務省永井松三宛に贈与証書（フランス大使マルテル宛）⁽⁷⁴⁾が送付され、同日、飯田町大使館敷地に東京税務監督局・フランス大使館・外務省の各代理人が集まり、形式的な引き渡しが行われた。最終的に五月には一通り手続きが終了したと考えられる。⁽⁷⁵⁾

フランス大使館は尾張家から譲られたヤン・レツル設計の本館は使用せず、再びアントニン・レーモンドに設計を依頼して建設を開始し、完成するまでの期間、大使公邸と外務省の外交事務所は麻布広尾町三番地の成瀬邸に置かれた。⁽⁷⁶⁾それ以外の大使館の部署は飯田町に引き続き置かれていた。同八年一月十一日、新築工事の大半が終了、麻布富士見町邸で事務が開始し、二十日には移転が完了、二月に麻布富士見町への移転が告知された⁽⁷⁷⁾（挿図6・7）。

明治政府には、幕末の御殿山のように公使館・大使館を集中させる方針や旧大名邸を外国公使館に割り振るといった姿勢はみられない。一・二章で述べた通り、麻布富士見町の敷地は明治時代初期には畑や林となっていた場所を長與男爵家が購入し、続いて尾張家が使用していた場所であり、旧所有者は尾張家ではあるが、「旧大名家から没収していた屋敷の跡地」ではない。フランスの場合、公使館の設置場所を日本側から推薦したのは



挿図6 アントニン・レーモンド
フランス大使公邸南面(1933年)、レーモンド所蔵



挿図7 麻布富士見町フランス大使館
『L'illustration』1933年9月23日号掲載、
フランス外務省提供(挿図6・7)

飯田町のみであり、それ以外はいずれもフランスの要望に沿っている様子がみられた。

明治から昭和時代初期にかけての外国公館設置場所はどのように選ばれたのであろうか。フランスの場合、済海寺を除いて既設の洋館を借用して設置され、予算がついた時に建て替えるという方針を採用していたことが確認されよう。大使館の敷地取得や建設費は国家予算であることから議会の同意が必要であり、予算取得には数年を要した。そしてまとまった敷地を手放す華族側の立場からみれば、大使館への譲渡は政府が敷地を購入することから最も安定的であったのではなからうか。特に昭和時代初期の不況の中、九十五万円で麻布富士見町邸を一括購入する購入者は他にいたであらうか。既に目白の敷地は購入されており、麻布邸の売却から得た資金の多くは財団設立時の基本金百七万八千七百四十四円四十二銭に加えられたと考える。そして外国公館にとっても、華族が所有していた広い敷地と洋館は、建物を新設する予算がすぐに取れなくとも移転できる転居先として魅力的であった。麻布富士見町邸のヤン・レツル設計の洋館は大使館として使用されることはなかったが、当初は修繕して使用する予定であったと思われる⁽⁷⁸⁾。

明治二十年当初、皇居に近い旧大隈重信邸である雉子橋邸は公使館に相応しいものであったと思われる。しかし二度の地震により飯田町の公使館・大使館は大きな被害を受けた。麻布富士見町邸はフランスが希望した条件を満たすだけでなく、関東大震災で建物倒壊が起きていない点においても信頼のおける敷地であった。

麻布富士見町邸をフランス大使館とする提案を行い、仲介したのは誰なのか、このような売買は特殊な事例なのか。不明な点は多いが、大隈重信

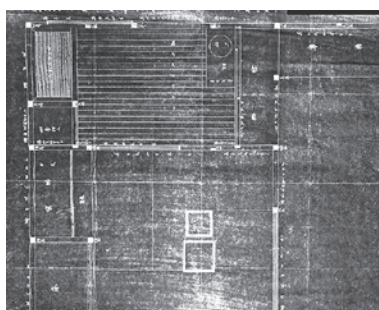
邸と尾張家の麻布富士見町邸は、旧所有者側からも大使館敷地を捉えらる興味深い事例と考える。

四 麻布富士見町邸の茶席(現在の心空庵)について

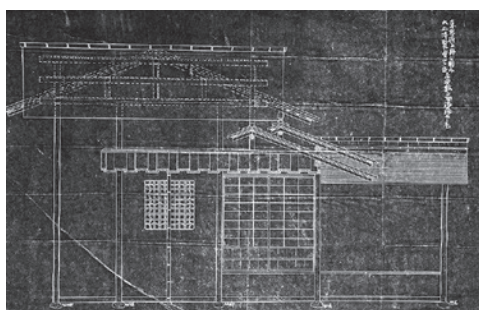
現在、徳川美術館で心空庵となっている茶席は、大正三年(一九一四)十二月、おれたからいかん大寶正鑑(一八七二)歿年不明)より尾張家に寄贈され、麻布富士見町邸内に設けられた。大寶正鑑は尾張家家老の家に生まれた石河正基(一八三二―一九〇八)の四男として明治五年に生まれ、愛知県下屈指の資産家であり事業家である大寶陣(一八七二―一九五四)の妹と結婚して大寶姓となり、木材業界の重鎮であった⁽⁸⁰⁾。

寄贈された茶席は麻布富士見町邸では敷地南西の高台に設けられた。この茶席が使用された記録は殆どない。しかし麻布富士見町邸をフランス大使館に譲渡するに際して、この茶席は新邸に移築することが早くから決められており、昭和五年(一九三〇)九月二十七日に大工岡田浅太郎により解体され目白に運搬、同年十月二十七日の移築許可を得て十一月に目白邸内に岡田により再建された⁽⁸¹⁾。そしてこの茶席は、第二次世界大戦の空襲で焼失した徳川美術館の茶席・心空庵の代わりとして、昭和三十七年(一九四二)徳川美術館内に移築⁽⁸²⁾。平成二十六年(二〇一四)十月七日に国登録有形文化財(建造物)として指定された。美術館移築以前は「茶席」とのみ記録され、名前は無い。

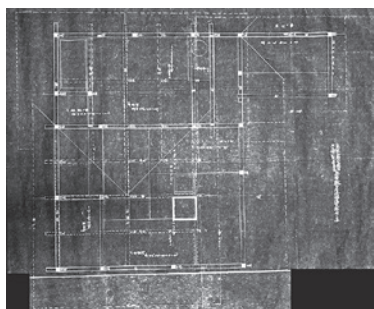
この茶席は大正三年三月二十日から七月三十一日に上野公園池で開催された東京大正博覧会に大寶正鑑が設計、出品した建築を尾張家に寄附したことが以前から知られていた⁽⁸⁴⁾。加えて平成二十六年の指定に先立ちこの茶



挿図10 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」平面図(個人蔵)



挿図8 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」正面図(個人蔵)



挿図11 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」梁伏図(個人蔵)



挿図9 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」側面図(個人蔵)

席の図面を発見することが出来た。図面は正面、側面の立面図と平面図、梁伏図の四枚である(挿図8・11、個人蔵)。この図面で茶席が実際に東京大正博覧会への出品した建築であることが確認されたが、更に今回の調査で出品当時の写真と解説から同博覧会で金牌を受賞したことが確認出来た。この茶席は第四部第五十二類第四の「造林及森林保護ノ内 二、造林ノ方法及成績、四、森林保護ノ方法及成績、五、有益、有害動植物及森林並木竹材被害ニ関スル標本及図画」に杉材の見本として出品され、第一会場の林業館裏北に「但馬国妙見山杉材陳列場」の一つとして建てられた⁽⁸⁶⁾。心空庵は霧島スギや神代材などの銘木・奇木が多用されているが、林業見本として建てられた理由もあつたのであると考えられる。佐藤功一によればこの展示は評判であり、『東京大正博覧会建築号』前編、大里廓南「大正博覧会美術館出品評」等に図版が掲載されている(挿図12・一五〇頁掲載)⁽⁸⁶⁾。文末に東京府編『東京大正博覧会審査報告』二巻から「大寶正鑑出品杉材解説書抄録」と授賞理由を参考資料として掲載する。

大正時代、茶道は再注目を浴び、博覧会や博物館に茶室が設置されたことが知られている。⁽⁸⁷⁾ 東京大正博覧会に出品されたことが確認される現存する茶席であるのに加え、当初の図面及び出品博覧会での評価が判明する貴重な一例と考える。義親は茶会を催した記録がほとんどなく、麻布富士見町邸から目白に茶席を移築させた理由は長らく判明しなかったが、義親はおそらく林政史の視点からこの茶席を身近に置き、日本における林業の重要性を語る際に使用していたのではなからうか。ここでは資料をまとめて公開するに留まり、今後の研究に期待したい。

麻布富士見町邸からはこの茶席と共に、日本館の一部、長與邸由来の書院が目白に移築され、現在もその一部が現存する。書院についても何らか

の由来があるのだろうが、現在には伝えられておらず、現時点で個人の邸宅として使用されることから、本論では付記するに留める。

おわりに

麻布富士見町邸が長與家から尾張家の所有となりフランス大使館へと譲渡されていく過程及び麻布富士見町邸から移築された茶席について、本論では四章に分けて論じた。第一章では明治時代初期には緑地となっていたこの敷地に、明治四十三年（一九一〇）にヤン・レツル設計による長與邸が完成しながら、すぐに手放すこととなる背景を、同じく長與称吉が関与してレツルにより建設される大日本私立衛生会会堂も踏まえて論じ、第二章では長與邸を購入した尾張家が最終的に二十九棟からなる大邸宅を完成させる様子を述べた。高台にそびえるレツルの洋館には関東大震災後に渡邊仁による新館と茶席・馬場・テニスコート、そして現在もフランス大使館内に屋外プールとして現存する池泉などが備えられ、庭内で園遊会、運動会等も開かれた。しかし尾張家は財団を設立するにあたり、麻布富士見町邸をフランス大使館へと譲渡した。第三章ではフランスが幕末に修好通商条約を結んで以降、どのような経緯でこの麻布富士見町邸の敷地に移転してきたかを外務省資料を中心に確認した。そして第四章では麻布富士見町邸から目白邸に移築され、更に徳川美術館へと移築された大正博覧会出品の茶席について資料を紹介した。

尾張家が麻布富士見町邸を使用したのは大正から昭和時代初期にかけての十六年間に過ぎないが、購入する際と売却する際の邸宅に対して尾張家が抱く価値観は明らかに異なる。麻布富士見町に移転した際にはレツルの

洋館と広い敷地を評価していたと考えられるのに対して、目白邸に移築したのは大正博覧会出品の茶席と長與邸から引き継がれた書院であった。これを尾張家の歴史の中で捉えることも出来るが、華族の邸宅が建てられ大邸宅へと発展しながら、外国公館へと変わっていく、社会の大きな流れとしても捉えることが出来る。本論で記した一つ一つの事柄は更なる細かい検討、検証が必要であるが、将来にわたり多くの研究に活用されることを願い、ここでは限られた頁数のなかで関係資料をまとめることに専念した。

註

(1) 東京都港区ホームページ「港区には大使館がいっぱい」<https://www.http.city.minato.tokyo.jp/kyouikucenter/kodomo/kids/machinami/taishikan/index.html>

(2) フランス公使館・大使館の論文として以下を参照した。

『江戸の外国公使館』港区立港郷土資料館、二〇〇五年。

川崎晴朗「わが国における各国の外交・領事使節」『外務省調査月報』五、外務省第一国際情報官室、一九六四年。

澤護「お雇いフランス人H. Degron — 在横浜フランス領事館とフランス郵便局」『新修港区史』東京都港区役所、一九七九年。

川崎晴朗「江戸にあった外国公館」『外務省調査月報』一九八七年—、外務省第一国際情報官室、一九八七年。

川崎晴朗『幕末の駐日外交官・領事官』（東西交流叢書四）（雄松堂出版、一九八八年）。

a 小野吉郎「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」『日仏文化』六四、日仏会館、一九九九年。

b 川崎晴朗『築地外国人居留地』（雄松堂出版、二〇〇二年）。

c Christine Vendredi-Auzanneau, Sandrine Mahieu, Traduction Yuki Imura, "La Residence de France à Tokyo", Editions Internationales du Patrimoine, 2012. (邦

訳『東京のフランス大使公邸』。

d 主査 奈良岡聰智・委員 小川原正道・川田敬一・土田宏成・梶原克彦・水野京子「駐日大使館建築の基礎的・実証的研究」(『住総研 研究論文集』三九、二〇一二年)。

川崎晴朗「明治時代の東京にあった外国公館(二)」(『外務省調査月報』二〇一三年一、外務省第一国際情報官室、二〇一三年)。

e 川崎晴朗「明治時代の東京にあった外国公館(五)」(『外務省調査月報』二〇一四年一、外務省第一国際情報官室、二〇一五年)。

(3) 前掲註(2) d。

(4) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1208332300 「芝区三田功運町一番地仏蘭西公使館用地トシテ貸渡並辺地一件」(312129) (外務省外交史料館所蔵)、明治十二年六月二十七日「地所貸渡証書」。

(5) 『東京市史稿 市街篇』五三(東京都、一九六三年)。

(6) 明治五年八月十五日公使館として使用したいとの要望があり、九月五日承諾、同月二十五日には「赤坂溜池舊山口石川両邸所望に任せ貸渡すへし、家屋は別紙代価を以て譲渡すべき」との記録がある。しかし十一月になっても代金は払われず遅延するとの通知の後、十一月二十九日には差戻しとなっている(前掲註(4)文献第16号「工部省へ溜池元山口邸佛国公使館ノ為貸与ヘシ所同公司断ニ就キ右地所差戻シ方照会ノ往翰」明治五年十一月二十九日)。

(7) 前掲註(2) dで紹介されたように「太政類典」明治六年七月十九日(第二編、国立公文書館所蔵)をはじめいくつか麴町旧紀州藩邸貸与の記録があるが、使用しなかったことが判明する(前掲註(4)文献、第38号「内務卿ヨリ前同伴東京府於テ屢往復ヲ重ネ結局別紙之通回答アリシ旨同府ヨリ申出シ問該地ハ他用ニ供セシ旨別紙書類添通知ノ来翰」明治九年三月二十日)。

(8) 前掲註(4)文献、第33号「東京府知参事へ前件三井組預リ券ヲ以回送ノ往翰」附属「證書」明治七年五月三日、第34号「佛国公使館譯官ヨリ同国代理公使東京三田聖坂公使館へ移転ノ旨報知ノ来翰」明治八年四月十一日。尚、隣地である「元松平豊前守上地跡」も使用していたが不用になり明治四年十月十日東京府へ地所返却の照会が行われている(第1号)。

(9) 「済海寺仏公使館絵図」(東京大学史料編纂所所蔵)は明治九年の崖地修復工事

の際の図面と推定する。前掲註(4)文献、第39号「東京府知事へ三田聖坂仏国公使館後面ノ崖地壞崩ノケ所修繕方照会の往簡」(明治九年十月十八日)、同第40号「東京府知事ヨリ前件同公使ヨリ申出其筋伺済直ニ着手ノ運ヒナル旨回答ノ来簡」(明治九年十月二十五日)。

(10) 永田町工部省属舎への移転の上申に「是迄佛国公使館ハ三田済海寺内ニ候処」とあることから、明治十年までは済海寺に置かれていたと考える(「佛国公使館移転ノ儀上申」(公文録 明治十年・第十六卷 明治十年十月・十月・外務省伺(十月・十月)国立公文書館所蔵)。明治十五年八月五日東京府知事吉川顕正より外務大輔吉田清成宛「仏国公使館地返還之儀上申」が確認される(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1208332400 「芝区三田功運町一番地仏蘭西公使館用地トシテ貸渡並辺地一件」(312129) (外務省外交史料館所蔵))。

(11) 明治七年「東京府下猿楽町高辻修長邸ヲ購ヒ佛国公使館附属ト為ス」、「府下猿楽町綾小路邸地佛国公使館附属館ニ無年限ヲ以テ貸渡」(「太政類典」第二編(国立公文書館所蔵)、「東京市史稿 市街篇」五六(東京都、一九六五年)といった記録をはじめとして、以降度々借用記録が残されている。

(12) 明治十年五月二十一日「工部省雇外国人舊居館ヲ佛国公使ニ貸与ス」(「太政類典」第二編、国立公文書館所蔵)。「築地居留地」(東京都、一九五七年)。JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1208336100 「永田町二丁目七番地旧二番地官舎仏国公使館用為貸渡一件」(312424) (外務省外交史料館所蔵)第41号「61号。『ゴットフレイト』(「ゴットフレー」とも表記)の可能性ある人物として、ゴットフリード・ワケネル(Gottfried Wagnier、一八三二―九二)、ジョン・ゴッドフレー(John Godfrey Hochstaetter Godfrey、一八四一―八〇)を考えるが、特定に至っていない。

(13) 前掲註(12)文献、第79号「寺島外務卿より川嶋大警視・楠本知事宛通知」(明治十年十月一日)。

(14) 「永田町佛国公使移転」(「太政類典」第二編、(国立公文書館所蔵)、「公文録 明治十二年・第三十卷・明治十二年一月・二月・外務省(一月・二月)」(国立公文書館所蔵)。

(15) 明治十二年五月二十九日に外務省の要請により該当工部省用地が返却されて

いる(工部省永田町ノ用地返付)「太政類典外編 明治十一年・制度・官制・官規・儀制・宮内・保民・兵制・学制」国立公文書館所蔵。以降も永田町フランス公使館敷地内へのガス管引入(明治十五年)、借用期限延期(明治十八年)といった記録が残されている(前掲註(12)JACAR文獻)。また『読売新聞』明治十七年七月三十日、同十八年一月十四日の記事もフランス公使館の場所を永田町二丁目とする。

(16) 前掲註(12)JACAR文獻、一八八七年一月八日「シェンキウィッツ公使から井上馨外務大臣宛書状」(受第三〇五号)及び返信(送第一七九号)。『読売新聞』明治二十年一月五日朝刊、『朝日新聞』明治二十年一月六日朝刊。当時のフランス公使はジョセフ・アダム・シェンキウィッツ(Joseph Adam Sienkiewicz、一八三六―九八)である。

(17) 『読売新聞』明治二十年五月十一日、前掲註(2)e。尚、川崎は築地の同住所に明治十年にも公使館が一時的に置かれたとする(前掲註(2)b)。尚、外務省資料にこれらの借用記録はない。尚、ブルガレルは明治十九年十一月から二十年五月十日まで一番町五十五番地の青木周蔵宅を借家している(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B12082627800「明治十九年 佛国公使館属員ブルガレル氏麹町区一番町五十五番地青木周蔵方相对借ノ件」(M312415)(外務省外交史料館所蔵)。

(18) 『東京市史稿 市街篇』五四(東京都、一九六三年)。

(19) 「公文類聚 第十一編・明治二十年・第十卷・外交門」国立公文書館所蔵、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B12083360000「自明治廿年 府下麹町区飯田町一丁目一、二番地仏蘭西公使館用ノ為家屋地所買入並貸渡一件」(312128)(外務省外交史料館所蔵)。尚、転居通知は明治二十一年一月十八日にも出されており、五月に移転していたものの実際の契約がなされた後に再び通知されたと推定する。

(20) 中嶋久人「雉子橋邸を知っていますか 第二回 権力中枢に近接する場」(早稲田大学、二〇一八年九月投稿、<https://www.waseda.jp/top/news/60890>)、同「雉子橋邸を知っていますか 最終回 「雉橋老」から「早稲田老」へ」(早稲田大学、二〇一八年十月投稿、<https://www.waseda.jp/top/news/61287>)。中嶋によれば

雉子橋邸は一八七八年四月八日明治天皇の行幸もあった建物であり、「邸は近時の新築にして其の結構頗る美なり」(『明治天皇紀』四、吉川弘文館、一九七〇年)と記録される。

(21) 真辺将之「渋沢栄一と大隈重信」(Waseda Online、二〇二一年七月二十六日、<https://yab.yonuri.co.jp/adv/wol/opinion/culture/20210726.php>)。

(22) 『読売新聞』一八七八年六月二十七日朝刊・一八八二年二月十一日朝刊。

(23) 前掲註(19)JACAR文獻、「自明治廿年 府下麹町区飯田町一丁目一、二番地仏蘭西公使館用ノ為家屋地所買入並貸渡一件」。

(24) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B14090645400「在本邦各国公館関係一件(建物転貸関係ヲ含ム)仏国ノ部」(M1504-9)(外務省外交史料館所蔵)には仏文・邦文の契約書がある。邦文は左記の通り。

佛国公使館敷地賃借契約書

下二記名スル東京府知事男爵高崎五六及日本国駐劄佛国代理公使エルネスト、ジョーゼフ、アンドレー、ブルガレルハ佛国公使館用敷地トシテ麹町区飯田町一丁目一番地及二番地一帯ノ地所賃借契約締結ノ為各其政府ノ委任ヲ受ケ現在者及其ノ後任者ノ名義ヲ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 前頭東京府知事ハ別紙絵図面ノ東京市麹町区飯田町一丁目一番地及二番地ニアル面積五千三百九十八坪八合六勺五才ノ地所ヲ佛国公使館ノ敷地トシテ佛国代理公使ニ貸与ス又同知事ハ金壹万九千円ノ代価ヲ以テ該地所内ニアル一切ノ家屋其ノ他ノ建設物ヲ同代理公使ニ譲与スルニ依リ右家屋其ノ他ノ建設物ハ佛国政府ノ所有ニ帰スヘシ前記佛国代理公使及其ノ後任者カ全然該地所ヲ公使館ノ用ニ供スル間ハ本契約書ニ列記スル條件ヲ以テ之ヲ貸与シ且下二記載スル借地料ノ外種類ノ如何ヲ問ハス一切課税セラルルコトナカルヘシ

第二條 該地所壹ヶ年ノ借地料ハ百坪ニ付金拾円ノ割ヲ以テ毎年四月一日二ヶ年分ノ金額ヲ佛国代理公使若クハ其ノ後任者ヨリ東京府知事若クハ其ノ後任者ニ前納スルモノトス

第三條 若シ日本政府ニ於テ一般公益上ノ需用ノ為若クハ東京府庁ニ於テ企ツル市区改正ノ為ニ該地所ノ必要ヲ認メタルトキハ佛国代理公使若クハ其ノ後任者ハ日本国皇帝陛下ノ外務大臣ノ通知ニ依リ他ニ移転シ該地所ヲ日本政府ニ引

渡スヘシ

但日本政府ハ佛国政府ニ対シ右地所ノ還付及移転ヨリ生シタル損害ノ相当賠償ヲ為シ右ノ地所ニ代ハルヘキ他ノ地所ヲ貸スヘキハ勿論ノコトトス

右證拠トシテ両国ノ全権委員本契約書ニ記名スルモノナリ

明治二十一年一月十四日即チ千八百八十八年一月十四日東京ニ於テ

高崎五六

ブルガレル

- (25) 前掲註(19) JACAR文獻「東京府知事高崎五六より外務次官子爵青木周蔵宛通知」(明治二十年五月十日)によれば、主館である洋館は木製三階建てで建坪三八坪六合三勺、附属品調書には「三ノ間応接所」、「四ノ間上等応接所」、「食堂」、「小食堂」、「表玄関」、「内玄関」、「本家二階寄セ木ノ間」、「同一ノ間」、「二ノ間」、「三ノ間」、「四ノ間(畳敷ノ間)」、「五ノ間(寝間畳敷ノモノ)」、「便所」、「三階昇降口」といった室名と共にストーブや吊ランブ・椅子・窓掛・絨毯などが記録されている。また「雉子橋邸売渡約定書」(明治二十年、大隈重信・渋沢栄一、イ14 A5231、早稲田大学中央図書館所蔵)にも附属物品が記される。

- (26) 「公文雑纂 明治二十五年・第五卷・外務省」(国立公文書館所蔵)。

- (27) 『読売新聞』一八九二年三月二十五日朝刊。

- (28) 前掲註(2) c。

- (29) 前掲註(2) a、c。尚、サルダによる公使館の敷地図面はJACAR(アジア歴史資料センター) RefB12083423100「自明治四十年四月 在本邦佛国大使館敷地交換希望二関スル交渉一件」(A3121.151) (外務省外交史料館所蔵)にあるが、建物の様子を伺わせる写真、立面図といったものは確認できていない。

- (30) 前掲註(2) c。飯田町の建物の明治東京地震での被害、建替等の記録は外務省資料には確認できな。

- (31) JACAR(アジア歴史資料センター) RefB12083377200「在本邦各国公館用地貸渡一件 佛国之部」(A3121.1122) (外務省外交史料館所蔵)、前掲註(29) JACAR文獻。尚原文には「Le Gouvernement de la République se voit. (中略) à désirer que l'hôtel de l'ambassade soit construit dans un quartier plus élevé, plus rapproché de la partie de la ville ou sont groupés les édifices publics les

palais, les résidences des autres Ambassades et Légations et ou s'édifient les constructions nouvelles.」とある。前掲註(2) cにこの経緯は記されている。

- (32) JACAR(アジア歴史資料センター) RefB14090645300「在本邦佛国大使館敷地関係一件(建物転賃関係ヲ含ム) 仏国ノ部」(M1.5.0.4.9) (外務省外交史料館所蔵)。

- (33) 前掲註(31)文獻、「地所賃借契約書」(在本邦各国公館用地貸渡一件 佛国之部)。

- (34) 前掲註(31)文獻、一九二二年六月十九日クロードル大使より内田康哉外務大臣宛書状。建設中止となったマルセルの駐日フランス大使館設計図はフランス国立公文書館に伝わり前掲註(2) cに掲載されている。

- (35) ポール・クロードル、奈良道子訳「孤独な帝国 日本の一九二〇年代―ポール・クロードル外交書簡 一九二一―二七」(草思社、一九九九年)。

石進「ポール・クロードルと関東大震災」(『獨佛文学研究』一九、九大独仏文学研究会、一九六九年)。

遠藤早泉「佛国大使館外の一夜」(帝国教育会編『震災と教育』文化書房、一九二四年)。

- (36) 井戸桂子「クロードル大使の旅と異文化理解」(『駒沢女子大学研究紀要』二四、二〇一七年)。中禅寺別荘(中禅寺南三番)は明治四十四年三月、旧青木子爵別荘を輪王寺より借り受けたとある。JACAR(アジア歴史資料センター) RefB12083292300「仏国大使館暑中用として日光中善寺に別荘購入の件 同年七月」(B312.16.003) (外務省外交史料館所蔵)。麻布霞町の北白川宮邸については前掲註(2) a年表に記されるが、根拠は未確認である。

- (37) 前掲註(2) c。

- (38) 前掲註(32)文獻、「大蔵大臣浜口雄幸より外務大臣男爵幣原喜重郎宛通知」。

- (39) 前掲註(32)文獻、蔵営第二二九号「大蔵次官田昌より外務次官出淵勝次宛通知」(昭和二年二月九日)。

- (40) 前掲註(32)文獻、卯学発第四八〇号「東京府知事より営繕管財局長官宛通知」(昭和二年五月三十日)、営繕管財局長官黒田英雄より外務次官出淵勝次宛通知、「田中大臣より在本邦仏国大使宛通知」(昭和二年六

月二十八日。

(41) 前掲註(32) 文献、「在本邦佛国大使館敷地に府立第一中移転方に関し同中学校父兄等申出の件」。

(42) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B14090602900「在本邦外国公館敷地関係雑件 仏国ノ部」(M1503323)(外務省外交史料館所蔵)「在京仏国大使館前障壁上ニ於ける喇叭練習差止方ノ件」。

(43) 「徳川義親日記」昭和四年二月八日条(個人蔵)。

(44) 前掲註(32) 文献。同時にフランス語の「覚書」も作成されている。

(45) 前掲註(43) 文献。入江銀吉は大正十年(一九二二)義親と賀茂丸で同船し、フランス語に堪能なことから留学経験があると思われる。

(46) 「自昭和四年相議綴四号 丙 徳川家」(公益財団法人徳川黎明会総務部管理資料)。

(47) 前掲註(32) 文献、「佛国大使宛半公信要訳文」。尚、外務省外交史料館所蔵史料をはじめ当時の記録では「ビリー」ではなく「ペイー」と表記されるが、『東京のフランス大使公邸』(前掲註(2))の表記に基づき本論では「ビリー」とした。

(48) 前掲註(32) 文献、「佛国大使来翰要訳文」。

拝啓 陳者本月四日附貴翰ヲ以テ、当大使館ヲ麴町区飯田町現所在地ヨリ麻布区富士見町徳川義親侯所有地ニ移転スルニ付テノ條件ニ関シ御申越相成敬承致候、

本使ハ同條件ニ全然賛同スルモノニシテ之ヲ直ニ本国政府ニ報告致置候、

徳川侯爵ハ其ノ地所上ニ存スル家屋及物件ハ同侯爵ヨリ本使ニ交付シ其ノ副通ハ貴次官モ御接手相成タルヘキ目録書記載ノモノヲ除キ一切協定ノ時日ニ大使館ニ引渡スヘキ旨ヲ通知シ越シ候、

本使ハ新契約ノ調印ハ帝國議會カ現敷地ト同一條件ノ無期限貸地契約ニ依リ当大使館ニ貸渡サルヘキ地所ノ買収ニ必要ナル予算ヲ可決スル迄遅延スヘク同地所上ニ存スル家屋及物件ハ佛国政府ノ完全ナル所有物トナルヘキ旨ヲ了承致候、

尚本使ハ本移転ヲ最短期間内ニ実行シ議會ノ事態ニ依リ遅滞スルコトナカラシムヘキ旨ノ帝國政府ノ意向ヲ了承致候

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

本使ハ本問題ノ解決ニ尽力セラレタル貴下ヲ首メ大蔵省ノ諸氏殊ニ同省次官及太田嘉太郎氏ニ対シ深厚ナル謝意ヲ表シ候

此段申進候 敬具

昭和四年五月四日

ロベール、ド、ペイー

外務次官 吉田 茂殿

(49) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B15100353600「在本邦各国公外交官、領事官及館員異動関係雑件(名譽領事ヲ含ム) 仏国ノ部 第一巻」(M250425)(外務省外交史料館所蔵)「ペイー大使より田中義一外務大臣宛書簡」(一九二九年四月十日)。

(50) 前掲註(32) 文献、「ロベール・ド・ペイー大使より徳川義親宛書簡」(昭和四年五月五日)。

(51) 前掲註(32) 文献、蔵第第七二四号「大蔵次官黒田英雄より侯爵徳川義親宛通知」(昭和四年五月四日)。

(52) 前掲註(32) 文献、「佛国大使館敷地移転に関する件」(欧米第二課山形鈴木)。

(53) 前掲註(32) 文献、「佛国大使館敷地移転に関する件」(昭和四年十二月十四日、欧米第二課鈴木)。

(54) 前掲註(32) 文献、暗第三三六号「幣原外務大臣より在仏安達大使宛」(昭和四年十二月二十六日)。

(55) 前掲註(32) 文献、昭和五暗一四六「河合代理大使より幣原外務大臣宛」(昭和五年一月五日前着)。

(56) 前掲註(32) 文献、欧二機密第五六号「吉田次官より河田大蔵次官宛 本邦佛国大使館移転方に関する件」(昭和五年二月四日)。

(57) 前掲註(32) 文献、第八六号「河合代理大使より幣原外務大臣宛」(昭和五年三月二十日発)。

(58) 前掲註(32) 文献、第一〇七号「河合代理大使より幣原外務大臣宛」(昭和五年四月十七日後発)、欧二機密第三二五号「吉田次官より河田大蔵次官宛」(昭和五年四月十九日)。

(59) 前掲註(32) 文献、「佛国大使館敷地移転の件」。

(60) 前掲註(32) 文献、「在本邦佛国大使館敷地移転に関する件」。

- (61) 前掲註(32) 文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転に関する件」(昭和五年四月二十一日)。
- (62) 前掲註(32) 文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転に関する件」。
- (63) 前掲註(32) 文獻、藏営第一四四七号「大蔵次官河田烈より外務次官吉田茂宛 在本邦佛国大使館に関する件」(昭和五年七月十日)。
- (64) 前掲註(32) 文獻、「佛国大使館敷地移転に関する件」。
- (65) JACAR(アジア歴史資料センター) RefB14090645600「在本邦各国公館関係 一件(建物転貸関係ヲ含ム)仏国ノ部」(M15049)(外務省外交史料館所蔵)一〇八号「マルテル大使より幣原外務大臣宛書簡」(昭和五年十二月十六日)。
- (66) 前掲註(32) 文獻、欧二普通第七三五号「永井次官より河田大蔵次官宛通知」(十二月十八日)。
- 尚、義親は昭和五年九月二十日入江銀吉と長谷川路可を連れてフランス大使館を訪れている(前掲註(43) 文獻)。尾張家は昭和五年八月に目白戸田邸の敷地を購入し、九月二十七日には移築する茶席を取り壊し目白に運搬しており、そういった状況を大使に伝えることにより話を進める狙いもあったかと思われる。
- (67) 前掲註(32) 文獻、藏営第九五号「大蔵次官河田烈より外務次官永井松三宛通知」(昭和六年一月十九日)。
- (68) 前掲註(32) 文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転の件」(昭和六年一月二十六日)。
- (69) 「御住居之沿革」(個人蔵)。
- (70) 前掲註(46) 文獻。
- (71) 前掲註(43) 文獻。
- (72) 前掲註(46) 文獻。
- (73) 前掲註(32) 文獻によれば契約は以下の通りである。
- 明治二十一年一月十四日(千八百八十八年一月十四日)東京府知事男爵高崎五六氏及日本国駐劄佛蘭西国代理公使「エルネスト、ルネ、ジョーゼフ、アドリアン、ブルガレル」氏間に締結したる「佛蘭西国公使館用の為地所貸渡建物売渡約定」を変更する為各正当に其の政府の委任を受けたる下名の東京税務監督局長小島誠及日本国駐劄佛蘭西国特命全權大使伯爵「ダミアン、ド、マルテル」は各其の政府の為左の通約定す

一、前記約定第一條第二條及第三條中

甲、「東京府知事」とあるを「東京税務監督局長」と改む

乙、「佛蘭西公使」とあるを「佛蘭西国大使」と改む

丙、「佛蘭西国公使館」とあるを「佛蘭西国大使館」と改む

二、第一條中

「東京府下麴町区飯田町一丁目一番地及二番地なる五千三百九十八坪八合六勺五才」とあるを

「東京市麻布区富士見町三十三番地の三なる七千六百四十二坪二合二勺」と改む

三、第二條中

「壹ヶ年百坪に付金拾円」とあるを

「壹ヶ年五百參拾九円八拾八錢」と改む

本約定に因り明治二十一年一月十四日(千八百八十八年一月十四日)附約定の目的物其の他の條件に変更を加へたる結果、同約定第一條中の「又右地所中に在来の家屋建物は代価金壹萬九千円にて佛蘭西公使へ売渡し該家屋建物は佛蘭西政府の所有とす」なる條項は爾後適用無きものとし、同約定の目的物たる東京市麴町区飯田町一丁目一番地及二番地なる五千三百九十八坪八合六勺五才は昭和六年二月二十日(千九百三十一年二月二十日)限り無條件を以て佛蘭西国政府より日本国政府に返還すへし右を證する為本書二通を作成し双方此に署名鈴印し各一通を保有するものなり

昭和六年二月十七日

東京税務監督局長 小島誠

千九百三十一年二月十七日

日本国駐劄佛蘭西国特命全權大使 D. de Martel

(74) 前掲註(32) 文獻、「贈与証書」(昭和六年二月二十日)は二通あり、一通は貸家としていた一棟のみの記載となっている。

(75) 二月二十日の引き渡しには、フランス大使館の代理人としてジョージ・ボンマルシャン(Georges Bonmarchand, 一八八四—一九六八)、外務省からは欧米第

二課鈴木九萬事務官が参加した(註(32)文献)。また同記録中には移転に対する礼状「駐日フランス大使デ、マルテルより幣原外務大臣宛書簡」(一九三一年五月十六日)がある。

(76) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1409603100 「在京仏国大使館移転関係」[MI.503.23](外務省外交史料館所蔵)。

この広尾町三番地(現在の港区南麻布五丁目)の成瀬正行(一八八六―一九四四)邸はジョサイア・コンドル設計になり、大正八年の竣工である。昭和五年八月十四日にはフランス共和国独立記念祭が同所で開催された(『竜門雑誌』五〇三、一九三〇年)。

(77) 『官報』一八五六(一九三三年三月十日)には以下の通りある。

在本邦仏国大使館事務所移転 在本邦仏国大使館事務所並ニ大使官邸ハ今般夫々麻布区富士見町三十三番地並ニ同町三十九番地ニ移転セル旨同大使館ヨリ去月二十八日附ヲ以テ通知アリタリ

(78) 昭和五年二月にドブレル代理大使が尾張家を訪れた際に四月から麻布富士見町邸の修繕工事を行いたいとしていたことから、この時点ではレツルの建物を使用する方向であったと考える。前掲註(32)文献。

(79) 「御住居之沿革」(個人蔵)。

大正三年十二月 大寶正鑑氏より寄贈の茶席一棟(六坪三四)建築

(80) 『大日本人物名鑑』(一九二二年序文、ループル社出版部)、『人事興信録』第四版(一九一五年)。大宝陣の姉は石河光熙に嫁している。

(81) 「目白邸新築に関する重要事項日誌 自昭和五年九月」(公益財団法人徳川黎明会総務部管理資料)。

(82) 拙稿「徳川美術館の美術品疎開」(『金鯢叢書』四六、徳川黎明会、二〇一九年)。

(83) 昭和三十七年九月十七日茶席開き(「財団法人徳川黎明会略史」公益財団法人徳川黎明会総務部、平成五年十月)。また徳川義宣の移築に関するメモ書が残されている。

(84) 註(83)文献。

(85) 西村義風編『東京大正博覧会要覧』(産業評論社、一九一四年)。「会場綱要」

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

九十二頁に第一会場の私設陳列館の一覧がある。

東京府編『東京大正博覧会審査報告』二(東京府、一九一六年)。第四部の出品数は千九百三十一人三千三百七十三点・名誉大賞牌二枚・金牌八枚・銀牌四十枚・銅牌百三十七枚・褒状五百五十三枚が授与された。

(86) 佐藤功一「東京大正博覧会 各館と其陳列」(『建築工芸叢誌』第二期三冊、建築工芸協会、一九一四年)。

『東京大正博覧会建築号』前編(建築世界社、一九一四年)。大里廓南「大正博覧会美術館出品評」(『建築工芸叢誌』第二期四冊、建築工芸協会、一九一四年)。

(87) 桐浴邦夫「大正期の雑誌にみる茶室論の傾向について―モダニズムへつづく茶室論の研究」(『日本建築学会計画系論文集』七六巻六五九、日本建築学会、二〇一一年)。

桐浴邦夫「茶の湯空間の近代―世界を見据えた和風建築」(思文閣出版、二〇一八年)。

【謝辞】 本稿を記すにあたり以下の機関、個人の御教示、御協力を賜りました。心より御礼申し上げます。宇都宮美術館、外務省外交史料館、学校法人北里研究所、国立国会図書館、土木学会附属土木図書館、東京都立中央図書館、早稲田大学、駐日フランス大使館、八雲産業株式会社、大炊御門絹子、大給義龍、大久保美穂子、菊菜忍、佐藤一信、フィリップ・セトン、徳川春子、徳川三千子、徳川義崇、徳川義宣、長興孝子、奈良岡聰智、原史彦、久富修、藤原啓、吉川美穂、ピエーフィット・ランデリ(敬称略、五十音順)。

本論は平成十年(一九九八)、先代徳川義宣が招集した「むかしの徳川家を語る会」に端を発している。麻布富士見町邸の「お方」で育った四兄弟は本館の義親夫妻や長男義知とは全く生活を別にしており、麻布富士見町邸を懐かしんでいた。話を書き起こす過程でまたその後の確認・編集作業の中で伺った内容の一部について、本稿では使用させていただいた。これら資料が公開される日が来ることを望んでやまない。

(総務部 非常勤学藝員)

【参考資料】『東京大正博覧会審査報告』二卷(東京府、一九二六年)

(一) 第四部第五分掌審査報告 林学博士 河合錦太郎

○東京市大寶正鑑出品の杉材及附属写真真は金牌の賞格に入りたるものにして但馬国妙見山に於て出品人の経営出材せるものに係れり、同山は従来有名の国有杉林なりしも、明治三十九年行政訴訟の結果日光院に下戻となり、同院は明治四十四年十二月施業案を編成し之か認可を得たるものにして、本出品人たる大寶正鑑は其の杉樹の全部を購入し、該施業案に依りて明治四十五年一月より伐木事業に著手せり、其総材積約五十萬尺メにして伐採期を十箇年とす、樹齡は百五十年乃至五百年にして材質頗る優良なるもの多きか故に、解説書に示すか如く最伐木造材に力を用ゐる其の材の良否を分別して其の利用を周到ならしめ、殊に材質に應じて或は丸太壳或は製材壳をなし且新に軌道を開き貯木場を設け、民間に於ける伐木事業として稀に見る処の設備を為し以て杉材の利用を完全ならしめしことを期せり、従来民間の伐木事業に於ても相當の設備を為す時は木材の価値を高め従て森林の利益を大ならしむることを得へき場合少からざるに拘らず、通常其の設備に投資するを好まず、姑息の方法を用ゐる之か為に木材の価値を減却せしむること多く、殊に伐木業者の多くは世人に木材の価値を示すに必要なる博覧会の出品に力を用ゐること少しと雖、本出品人は前述せる如く常に其の設備に力を用ひたるのみならず、又今回の出品に關しても十分の注意を払ひ巨額の経費を投じて特殊の陳列場を作り、意匠を凝らして丸太及挽材の見本を陳列し、或は茶室を建築し、之に依りて他の森林に於て容易に得難き杉材の性質を実地に示したるが如きは、全く其の主旨に適したるものと謂ふべし、別紙参考として解説書を抄録(其二)す

(二) 大寶正鑑出品杉材解説書抄録(其二)

一 伐木

伐木の状況は普通に行はるるものと大に其の趣を異にす、即ち根切りの満一箇年前に於て径一寸の「ボート」鋸を以て根際に直角なる二方向より樹心を貫きて穴を穿ち、其の部分に於て長さ一尺乃至二尺位の間樹皮を環状に剥き去り以て伐採の準備作業とす、

根切りは毎年九月下旬より翌年一月中旬に互り実行するものにして、其の方法は

根際に於て樹木の上手の土を少しく掘り取り、斧を以て請口を切り置き、下手にて請口より二寸乃至五寸位の高さの所より鋸を以て水平に挽き、木製の楔數個若しくは十數個を挽き口に嵌入し、斧の背を以て打ち込み且必要に應じて樹幹に網を付け滑車に依りて上手を倒し、以て木材の損傷を軽減す、而して過度に下手に傾斜せるものは又は已に伐倒せるものの上に倒し掛るの懼れあるものは、其の根切りを積雪最多き時季迄延期し、積雪の上に伐り倒して其の挫折を防止す、

伐倒したる杉樹は其の儘放置し、翌年三月より六月迄の間に枝葉全く枯れて赭色を呈し十分洪の抜け去りたるを見計ひ枝を切り落し皮を剥きて造材するものとす、而して此の伐木法に依るときは樹皮を利用し得る量少きも洪抜完全にして材質良好なり、嘗て樹皮をも利用せんと欲して春季に伐採したることありたるも、洪抜不完全にして其の材質を落したるか為、現今は全然前記の方法により伐採しつつあり、又造材は必ず六月迄に行ふものにして、若し之より遅れて土用を越し九月頃に至りて造材するときは洪抜の結果は尚良好なるも本山に於ては盛夏の頃鉄砲虫の爲め甚しく材質を損せらるるに依り、遅くも六月迄に造材することとせり

二 造材

イ、丸太 丸太は本山に於ける木材の約八、九割を占むるものにして末口直径三尺五寸以下にして目廻り腐朽等の瑕疵なき限りは凡て丸太として造材す、丸太は二間材(関東向き一丈三尺五寸、関西向きは一丈四尺五寸)を普通とし、特に本末同大無節にして木理通直なるものは二間材(関東向きは一丈九尺五寸、関西向きは二十尺五寸)に玉切り上等の長物を製材するに適せしむ、又四方節にして材質も左程良好ならざるものは長さ三間乃至六間半に玉切り橋梁用材又は造船用材となす、孰れも玉切りたる後、両端に二寸乃至三寸の兜巾を切りて運材を容易ならしむる旁ら材の損傷を防ぐ

二間丸太及三間丸太は枝節の有無により其品質を大別し更に径級により細別す、即ち四方共無節又は三方無節のものは上材、二方又は一方無節のものは中材、四方其枝節あるものを下材とし、更に末口直径一尺以下一尺一寸乃至一尺四寸、一尺五寸乃至一尺九寸以上五寸毎に区別し、三尺五寸に至りて止む

口、寸甫 寸甫は無節又は節少なく木理通直なる末口直径三尺五寸以上の大材にし

て、丸太に造材するときは重量及容積大にして運搬費を要するものを割りて造材す、而して其長さ一間一丈乃至二間の三種とし、樹心を通して四つ割又は六つ割とす

寸甫は割り方により割寸甫及挽寸甫の別あり、割寸甫は割裂して造り、挽寸甫は鋸断して造る、挽寸甫は最多く造材せらるるものにして割寸甫は其の造材費少なく且割裂性を明示するの利あるも更に之れより進んで各種のものを木取りする場合に屑材を出すこと多き故に現今は本山杉材の性質を知悉せざる新販路向として造材するに止まり其の數極めて少なし

枝節ある材より挽寸甫を木取りするに二法あり、即ち殊更に節に墨掛をなし挽き割るものと節を避けて墨掛し挽き割るものとあり、前者は残部に無節の上材を多く残すの利あるも挽肌の外観宜しからず、且寸甫より進んで他の用材を木取りする際再び節際を挽き去らざるへからざるの不利あり、後者にありては挽肌の外観宜しきも材積に損失多く且用材を木取りするに往々節の爲めに意外の屑材を生ずるの不利あり、本山に於ては成るべく良材を多量に市場に供給せんとする方針なるか故に外観の如何を省みず節に墨掛して挽き割ることとなせり

寸甫は普通四つ割となせるも径四尺五寸以上の大材に在りては六つ割となす

ハ、板子 末口直径三尺五寸以上の大材にして在色鮮明、目廻腐朽等の瑕疵なく木理通直なるか又は空を有するもの或は又末口直径五尺以上極大にして傷なき限り之を板子に造材す、更に木理及材色の良否を考へ厚さ三寸乃至一尺の柁板子又は空板子を木取りし残余の部は寸甫材より板子を木取りたるものに準じ各種の製品を造材す

板子は其の木理の状況により柁目取、空目取り（板目を表す如く木取りするとき板目取りと称す）となすものにして、木理通直にして年輪の幅狭く縦横乱れざるものは柁目取りとし縦横屈曲し或は縮れあるものは之を空目取りとなし幾分乱れ或は整然たるも年輪の幅に大小を混するもの或は特に太き材は板目取りとなす

ニ、小丁木 小丁木は無節にして木理通直なるも目廻り又は腐朽等の瑕疵ある木材又は丸太或は板子を取るには長さに不足するとき或は又地形の關係により根株を高く根切りしたる場合に其の根株よりも造材するものにして傷材に在りては成るべく多く寸甫又は板子を取り得る丈け取り去り其の残より出来得る限り大なる小丁木を

造材す、故に其の木取法は説明すること能はず、而して其の長さは一尺五寸以上も七八尺迄の任意のものにして大小形状は千差万別なり

三 製材

小丁木其の他の損傷材を以て野根板、屋根板、桶樽、柁板及菓子折箱等を製造せり、其の製法左の如し

イ、野根板 野根板は専ら関西方面に販路を有するものにして三五及六三の二種とし、品質は紅柁、本柁板目及柁交りとす

ロ、屋根板 屋根板は山陰方面向、京阪方面向及九州方面向の三種とす、其の寸法

一 柁の數量等を示せば左の如し

販路 一 柁の數量 尺^メ一本よりの製品量

山陰方面向 延二十間 一一、〇^間

（厚さ一寸一分十六枚割 長さ一尺） 同五十間 一四、〇

京阪方面向 （厚さ七分十六枚割 長さ八寸） 同七十間 七、〇

九州方面向 （厚さ八分十六枚割 長さ一尺） 同七十間 七、〇

右各種屋根板の一箇年の製造販売予定數左のごとし

山陰方面向 八、〇〇〇^間 京阪方面向 七、〇〇〇

九州方面向 三、〇〇〇

ハ、桶樽 醬油樽の樽にして一樽分の各種の寸法は左表の如く其の製造費一樽分九錢五厘とす

胴 厚さ五分 延巾四尺 蓋 厚さ七分 巾一尺一寸

底 厚さ八分 巾一尺 長さ一尺一寸

長さ一尺

右桶樽は尺締一本より二十樽分を製造し得へく販売先は概ね山陰方面にして一箇年の製造販売予定数八千樽とす

二、杣板 杣板は摂津方面の酒造家に使用せらるるものにして其の寸法は厚さ二寸五分十六枚割、長一尺六寸巾組一尺一寸（但一枚又は二枚合せに限る）とす

右杣板の尺締一本よりの製造量約三百組にして一箇年の製造販売予定数は約五萬組とす

ホ、菓子折箱 菓子折箱は其の蓋及底を製造するものにして寸法は厚さ八分十六枚割、長さ八寸とし巾は四寸、四寸五分、五寸、五寸五分、六寸、六寸五分、七寸の七種とす、其の製造費は平均千枚に付八十五錢を要す

右一尺締の製造量平均三千二百枚にして販路は広島、四国方面にして一箇年の製造販売予定数五十萬枚なり

へ、杉皮 杉皮は伐採地に於て製造するものにして巾一尺以上、長さ六尺五寸とし鬼皮を去り延巾三間を以て一束とす



挿図12 但馬妙見山杉材陳列場配景
『東京大正博覧会建築号』前編掲載

金 鯨 叢 書 第四十九輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和四年三月三十日 編集
令和四年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031

深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一一一番(代)

〒461-0023

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950)〇一一七番(代)

〒605-0089

名古屋市東区徳川町一〇一七
徳 川 美 術 館
電話(935)六二六二番(代)

印刷所

株式会社 思文閣出版
電話(533)六八六〇番(代)